

## 河川法

### 1. 案内情報

手続名	:	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
手続根拠	:	河川法第 20 条 河川法施行令第 11 条及び第 12 条
手続対象者	:	河川管理者以外の者で河川工事又は河川の維持を行う者
提出時期	:	河川工事又は河川の維持を行おうとする時
提出方法	:	各河川管理者の定める様式に従い承認申請書を作成し、 工事等を行おうとする河川の区域を管理する各地方整備 局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	各地方整備局、都道府県ごとに様式を指定
申請書様式	:	各地方整備局、都道府県ごとに様式を指定
記載要領・記載例	:	申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道 府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先・相談窓口：

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1 (内線 5 3 4 9)
東北地方整備局河川部水政課	0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1 (内線 3 5 6 6)
関東地方整備局河川部水政課	0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1 (内線 3 5 6 6)
北陸地方整備局河川部水政課	0 2 5 - 2 3 3 - 5 4 6 9 (内線 3 5 6 6)
中部地方整備局河川部水政課	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 1 9 (内線 3 5 6 6)
近畿地方整備局河川部水政課	0 6 - 9 4 2 - 1 1 4 1 (内線 3 5 6 6)
中国地方整備局河川部水政課	0 8 2 - 2 2 7 - 1 0 6 6 (内線 3 5 6 6)
四国地方整備局河川部水政課	0 8 7 - 8 5 1 - 8 0 6 1 (内線 3 5 6 6)
九州地方整備局河川部水政課	0 9 2 - 4 7 6 - 3 4 5 0 (内線 3 5 6 6)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口： 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

審査基準	:	・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策 定等について(平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発 5 2 号) ・河川管理施設等構造令(昭和 51 年 7 月 20 日政令 199)
標準処理期間	:	3 ヶ月
不服申立方法	:	行政不服審査法の規定による。